

会 議 録

会議の名称	(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画策定委員会 (第3回)
事務局	福祉保健部地域福祉課
開催日時	令和3年10月19日(金) 午後3時03分～午後4時30分
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室
出席者	委員 委員長 金子 和夫委員 副委員長 吉岡 博之委員 委員 坂野 勝一委員 諏訪間千晃委員 平野 澄江委員 邦永 洋子委員 田川 尚子委員 萬羽 郁子委員 菅沼七三雄委員
	事務局 事務局職員 福祉保健部長 中谷 行男 福社会館等担当課長 伊藤 崇 地域福祉課地域福祉係主任 斉藤 祐太 庁内検討委員会職員 コミュニティ文化課長 河田 京子 公民館長 鈴木 遵矢
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	5人
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 会議録の承認について (2) Web会議の導入について (3) 貸出諸室の使用料金・減免について (4) 貸出諸室の貸出備品等について (5) 質問・意見に対する回答表 (6) 次回の開催日時について (7) その他
会議結果	別紙「会議録(主な発言要旨等)」のとおり
提出資料	※ 配布資料 ① 附属機関等におけるWeb会議マニュアル(委員用) ② 貸出諸室の定員について ③ 市内・市外公共施設の使用料金等比較表 ④ 貸出諸室の使用料金・減免について ⑤ 貸出諸室の貸出備品等について ⑥ 質問・意見に対する回答表 ⑦ 小金井市受益者負担基準

会議録（主な発言要旨等）

1 開会

○事務局の説明

（事務局）本委員会の委員の任期について報告させていただく。当初、令和3年7月末までとされていたが、協議の状況から任期を延長させていただき、令和4年3月までとさせていただいた。委嘱状については、事前に送付させていただいた。なお、委員長、副委員長については、審議の継続性から、委員の構成メンバーが変わっていないので、引き続き委員長を金子委員、副委員長を吉岡委員とさせていただきたい。よろしいか。（「異議なし」の声あり）

【決定事項】

引き続き、委員長を金子委員、副委員長を吉岡委員とする。

2 議事

(1) 会議録の承認について

○事務局の説明

（事務局）第2回策定委員会の会議録を事前に委員に送付し、確認していただいた。修正がある場合は別途、会議録修正票を提出していただいた。その修正箇所を反映したことをもって承認とさせていただきたい。

○主な意見等

（委員長）修正箇所を反映し、承認ということでよろしいか。（「異議なし」の声あり）それでは承認とさせていただく。

【決定事項】

第2回策定委員会の会議録の承認を得る。

(2) Web会議の導入について

○事務局の説明

（事務局）委員からWeb会議を導入できないかという要望があった。Web会議の導入の可否については、委員会の同意が必要となるので、導入の可否について協議させていただきたい。Web会議を実施した場合、会場の設定は事務局、委員長を含めて全体がコの字の形になる。機器については、対面参加の委員の方は、Web会議だからといって個別にパソコン等を会場に持ち込む必要はなし。会場内でセッティングする機材は事務局が用意する。Web会議で参加される方は、自身の機器、パソコンやスマートフォンをご利用いただく。会議の進行、運営方法は、前方にスクリーンを置いて、そこにWeb会議で参加されている方の映像が映る形になる。対面で参加する委員は、前方にパソコン（カメラ）を設置するので、通常どおり話していただくようになる。Web会議で参加する委員は、自身で用意した機器で音声、映像が確認できる。

資料①「Web会議のマニュアル」に基づき説明。

事務局として、Web会議の導入については、委員に事前に出欠確認して、可能

な限り全員が対面で出席可能な日を委員会開催日として考えている。策定委員会においては、限られた時間、回数で計画を策定しなければならない中で、円滑な協議をしたいと考えた場合に、Web会議の場合は、通信環境の問題で映像・音声途切れてしまったり、声が聞き取りづらかったりすることもあり得る。また、発言者の表情やリアクションなど確認しづらい部分もあるので、今までどおり感染対策を実施しつつ、対面での委員会開催とさせていただきたい。

○主な意見等

- (委員) 傍聴者はどのように参加するのか。Web会議で参加される委員は、参加定数にカウントするのか。また、決議の場合、決議者としてカウントされるのか。
- (事務局) 傍聴者については、会議の参加者とはならないので、傍聴者はWeb会議には参加しないが、前方にスクリーンを置いて、後ろの傍聴席から見られるようにはなる。Web会議に参加した場合、この委員会に出席ということになり、決議もできる。
- (委員) Web参加する委員も参加扱いされて、決議者にもなるという前提ならば反対する。別の協議会で実施していると、Web回線の途切れが非常に多く、議論の全ては明らかに伝わっていない。そのような状況で委員会の議事が進められるのは非常に危険である。この委員会では決議することは稀だろうが、他者の意見を聞き取りできた上で、ご自分の意見を言われているのか疑問な状況では、少なくとも決議への参加は反対である。
- (委員) やむを得ない事情で、体調不良のときなどに、Web会議だったら出席できそうという場合に、利用できたらいいと思って提案した。重要な協議がある場合、熱があるけど無理して出席しようという発想になりがちだと思う。そういう場合に、Web会議があれば、家で待機しつつ、協議にも参加できる。事務局案ではあくまでも対面という提案だったが、条件的に、体調不良などの事情があった場合には、Web会議でも出席可能とするのが一番いいかと思う。その場合には、音声の途切れとかが心配であるため、決議には参加できないという意見もあるが、やはり決議できるようにしていただきたい。
- (委員) 基本的には事務局の案でいいと思う。会議というのはみんなで顔を合わせて議論するのが建前だと思っている。特例として考えるぐらいで、原則的には全員そろってやるというほうに賛成する。
- (委員) 仮に実施するとしたら、通信が途切れないように同時に事務局からその方に電話もかけて繋げれば音声は安定して届くと思う。そうやって全ての議論を聞いていただくのではない限り、参加定数に数えない、決議はできないという方向でいかがか。
- (委員) 基本的には事務局の提案で、対面中心ということでよいかと思う。ただ、こういう状況であるため、Web会議を全くしないと決めるよりは、体調不良とか何かあったときの一つの方法としてはあり得るかと思う。対面中心だが、体調不良の場合とかやむを得ない場合にだけ認めるということはあるかと思う。
- (委員長) 台数が多くなるとハウリングを起こしたり、手間がかかるのも事実。そして、委

員会においては、手話通訳の方が参加しているので、手話通訳の方が画面の向こうからの発言がちゃんと聞こえているかどうかによって、通訳が難しくなるという場面もある。事務局案の中でも一つ懸念があるとおり、通信環境の問題もある。ただし、このようなコロナ禍における特殊事情というのを考えると、全面的にWeb会議というものを否定はできない。発言権というものを尊重しなければならないので、一番大切なのが、手話通訳の方が入っている、入っていないにしても、通信環境が確実に整備されていなければならない。電話利用でという要件も含めて、原則対面だが、例外的にWeb会議もあり得るということで進めたい。

(委員) Web会議での開催を全く考えないということではないと思っていて、何かあったときには対応もできるということがあったほうがいいと思う。通信の問題もあって、Web参加では出席扱いではなく、決議もできないという意見もあったが、出席扱いで決議ができるといいと思う。

(委員長) 原則対面、しかし、いざというときのためにWeb会議を準備して、そして、電話等も使った確実な意見の交換及び賛否の認識が採れるような方法を取ることによって実施でよろしいか。(「異議なし」の声あり) それでは、そのように実施させていただく。

(事務局) 今の協議の結果、今までどおり事前の出欠確認で対面での出席可能なのかどうか確認させていただく。急遽、体調不良などで参加できない場合に備えて、Web会議をできる環境は整えるが、機器の台数が限られているので、実施できない場合もある。また、大まかな運用方法等は資料①に書いてあるが、この委員会において細かな運用方法というのを決めていかないと、Web会議が円滑に進行できないと考えているので、手話通訳の方の意見等を聞いて、誰もが円滑に会議に参加できる運用方法を事務局で調整、検討させていただき、委員長にも相談の上、Web会議を実施できる環境を整えたい。

【決定事項】

原則、対面での委員会開催とするが、やむを得ない事情に備えて、Web会議を実施できる環境を準備する。また、通信が途絶えた場合でも意見表明等ができる体制を整える。Web会議における細かい運用方法については、事務局で検討・調整し、Web会議を実施する。

(3) 貸出諸室の使用料金・減免について

○事務局の説明

(事務局) 管理運営計画27ページ3(1)の説明。使用料金については、原則、小金井市受益者負担基準に基づき算出しながら、他市の類似施設との使用料金の比較を行い、設定する。

管理運営計画28ページ(2)の説明。まず、使用料金の前に、定員について説明する。前回の策定委員会で、面積、定員について未確定であるため、今後変更になる可能性がある旨説明し、今回、定員について変更した。資料②を御覧いただきたい。現状の計画素案に記載している定員については、A、B両方合わせて多目的室01の定員を椅子のみとした場合の人数を記載していた。そして、その他の多目的室については、多目的室01を基に面積で按分して、定員として記載して

いた。今回、定員について、多目的室の実際のレイアウトを考慮した上で改めて精査し、市内集会施設の1人当たりの面積の平均値を参考としつつ、実際に椅子のみではなくて机、椅子を配置できる人数を定員とした。

次に、使用料金について、旧福社会館における状況等を勘案しつつ、小金井市受益者負担基準に基づき、現時点で考えられる情報を基に算出した。また、使用料金については、他市の類似施設の使用料金を参考としているので、資料③の別紙を確認していただきたい。

管理運営計画29ページ(3)を説明。減免については、受益者負担の原則から、利用者に対して応分の負担を求めることとし、多目的室については使用料金を設定したが、社会政策的な配慮や特別な事情がある方については、その負担を軽減するため、使用料金の減免を設定した。また、減免についても、市内・市外の公共施設の減免規定を参考としているので、資料③を確認していただきたい。

使用料金・減免について、資料④の項番1から3まで委員から意見・提案をいただいた内容になるので、併せて検討、協議していきたい。

○主な意見等

(委員長) まず資料④の項番1から3について、提案委員から、簡潔に提案理由の説明をお願いしたい。市の考え方について、市のほうでも簡潔に説明をお願いします。

(委員) 項番1について、どういう基準で使用料金を決めたかというのをきちんとしておいたほうがいいと思い、小金井市の施設については小金井市受益者負担基準というのがあり、これに基づき大体各施設の使用料金は計算している。今回の施設についても、それに基づいて使用料金を決めるべきだという提案をした。受益者負担基準で計算した数値が今回示されたということであるので、これで了解したい。項番3については、使用料金の減免の基準案は、それでいいと思う。ただし、減免といった場合に、この基準は免除基準だけ書いてあって、減額基準というのが書いてない。減額基準も付け加えたほうがいいのかという提案をした。

(委員) 項番2については、基本的に、現在の集会施設は営利利用ありになっているので、それと切り離して考えるというのは無理があるかと思う。上之原会館は、現在A、B室を2つ借りると、1人100円なので200円になって、80平米で定員は52名になる。それに比べると、多目的室01は76平米で定員が36名で500円。上之原会館は営利ありにすると400円ということになる。それを考えると、ちょっと高いと思う。それから資料③を見ても、萌え木ホールとかと比べても、面積で見ると確かに狭いが、定員とかはほぼ半分なのに料金は同じというところが、実際に借りようとしたときにどういうふうに映るかなと思う。営利利用については、なぜ新福社会館だけ営利なしにしてしまうのかというところが気になる。

(委員長) 集会施設の定員の基準の設定の仕方を分かる範囲で説明していただきたい。

(事務局) 市内の集会施設の定員についても同じく机、椅子を配置したときの人数ということを伺っている。

資料④の項番1について、市の考え方としては、受益者負担基準に基づき、旧福

社会館における状況を勘案し、現在把握している新福社会館の情報を基に算出した。また、資料⑦受益者負担基準の5ページの5の(1)、「最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする」とか、6ページ②の「他市において、同種のサービスにかかる使用料や手数料については、必要に応じて価格の均衡を図る」という記載があり、資料③「市内・市外公共施設の利用料金等比較表」の別紙に記載している施設を参考に設定した。項番2については、まず営利について、第2回策定委員会で協議した結果、営利は不可ということで決定した。多様な市民の交流、生きがいづくり、学び、福祉を推進する場として利用するものと考えて、旧福社会館の運用を踏まえて、営利不可と決定したので、一度協議して決定したことであるため、再度検討するものではないと考えている。御意見として受け止めさせていただく。第2回策定委員会でも、開館後に営利について使用したいという意見がたくさん出た場合には、再度検討するというので決定したので、そのような方向でいきたい。

項番3について、現状は、利用する市内団体がその活動に資する目的で使用する場合は免除となっているので、例外的な場合に対応できるように、その他として減額又は免除ということで記載した。

- (委員) 定員について、定員の質問は別途の資料⑥に入っていて、どういう基準で今回決めたのかをはっきりしておくべきと思う。1人当たり1.88平米で計算するのが妥当だろうということで今回新しい定員が出てきた。そのため、この定員に28ページは差し替えていただきたいと思う。
- (委員) 実際にこの使用料金になった計算式を明示していただきたい。萌え木ホールとかも同じ計算式でやっているという理解でいいか。感覚的に同じ計算式で求めていると思えない。何か違う要素が入っているのかなと思うがいかがか。
- (事務局) 新福社会館については、先ほど説明したとおり、旧福社会館における状況を勘案して、現在分かっている範囲の情報で受益者負担基準に当てはめて計算すると、示している金額になる。他の施設についても、基本的には同じような考えでやっているかと思う。
- (事務局) 市民会館をはじめ、集会施設についても、基本的には受益者負担基準の考え方に沿って行っている。新福社会館はこれからできる施設ということ、今ある集会施設は新しいものでも年数が経過しており、特に婦人会館から下の4会館はとて古い建物であるので、建物に係る減価償却費があまり計算の中には反映されていないような形で計算をされているかと思う。
- (委員) 「算定項目」中に、減価償却費があるので、今説明されたように、新旧施設で大きく違うのは当然だと思う。事務局が用意した資料で説明十分で、全体的に非常によく理解できる。1つ質問は、これは原価計算をやっているだけなので、利用時の定員が幾らになるかは一切関係なく、定員を半分に減らしたとしても料金単価は変わらない、ということでしょうか。
- (事務局) 利用料金の設定については、定員は考慮していない。
- (委員) 行政の考え方としてはそれでよくて、まさしくそれでやっていただかないと困る

ので全体的に事務局の考え方に賛成する。

(委員) 事務局の考え方でいいと考えている。減価償却費とか新しい施設というのは必要になってくるから、高くなっても致し方ないと思う。また、いろいろな施設を利用する立場から言うと、今だって公民館は無料で、他の集会施設は有料でという違いがある。一方で、免除規定があり、多くの団体が免除されるような規定になっている。原則として使用料金を頂くとはなっているが、免除規定があるので、そんなに負担感なく利用できるのではないかと思う。

(委員) 免除のところを見ると、市内団体に生涯学習活動団体、文化活動団体とあるが、こういう免除は今まで他の施設でもあったのか。今までこういう団体が減免されていたという認識がなかったので、それであれば確かに高くはないのかと思う。

(事務局) 市内の公共施設だと、資料③に記載してあるとおり、旧福祉会館、公民館は無料なので、そもそも減免規定はない。集会施設については、記載のと通りの減額、免除規定となっている。新福祉会館の免除規定は、市内団体の生涯学習活動団体、文化活動団体等が、その目的のために使用する場合であれば免除になる。市外団体は使用料金を取るような形を想定している。

(委員長) 意見が出尽くしたと思うので、これで終了させていただく。事務局案どおりでよろしいか。(「異議なし」の声あり) それではそのようにさせていただく。

【決定事項】

定員について、多目的室の実際のレイアウトを考慮した上で改めて精査し、市内集会施設の1人当たりの面積の平均値を参考としつつ、実際に机、椅子を配置できる人数を定員とすることを説明し、了承を得る。

使用料金・使用料金の減免については、計画(素案)どおり決定。

(4) 貸出諸室の貸出備品等について

○事務局の説明

(事務局) 資料⑤に基づき説明。委員から事前にいただいた意見をまとめた表になる。こちらについては、あくまでも委員の意見を伺うもので、必ず全部を設置するというものではない。今後、新福祉会館に必要な備品を検討するに当たって参考とさせていただき、必要性等を考慮して、貸出備品等については決定していきたい。

○主な意見等

(委員長) こちらについては、検討、協議をするものではない。委員からの意見を伺ったということになる。事務局のほうで費用対効果や必要性などを考慮して、予算などの制約があると思うが、導入できるものについてはできるだけ導入していきたい。何か補足で説明したいということはあるか。

(委員) この備品は、使用料金を取るのかどうか確認したい。非常に珍しいもの、その事業だけのもの、その活動だけのためのものだからということでチャージするというのもありかと思うがいかがか。

(事務局) 備品については、今、策定委員会で委員から意見をいただいて、それを参考に貸出備品というのを決定していきたい。使用料金を徴収するかどうかというのは今後検討していきたい。備品によっては有料のものもあれば、無料にするものもあ

るのかなというところで、確定的なところは現時点で申し上げられない。精査していきたい。

(5) 質問・意見に対する回答表

○事務局の説明

(事務局) 資料⑥に基づき説明。第3回策定委員会の議題に関わる提案や意見以外の質問等についてまとめたものとなる。事前にお知らせしたとおり、この資料の回答をもって、協議終了とさせていただきます。

○主な意見等

(委員長) この件については、説明のとおり、資料⑥の回答をもって協議を終了させていただきたい。何か補足で説明したいということはあるか。

(委員) 項番5について、新福祉会館は災害時の避難所ではないので、利用中の方がいた場合は速やかに退去していただくことが必須であり、これは備品面にも管理運用面にも影響してくる。人命に関わることであるので、運用ルールをきちんと作り、事前周知し、必要な備品を備えておかないと、災害発生時に大変なことになると思うので、一言ここで申し上げておく。

(6) 次回の開催日時について

○事務局の説明

(事務局) 令和3年11月15日(月)午後2時30分から、本庁舎第一会議室で開催。Web会議について、できるだけそこで実施できるようにしたいが、細かい運用方法等を検討しなければならないということもあり、また機器を今から押さえられるかどうかというところもあるので、現時点で必ずWeb会議を開催することは、ここでは申し上げられない。

○主な意見等

(委員長) できるだけ迅速に進めていただきたい。

(7) その他

特になし

以上